

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
パブリックコメント担当 御中

総合資源エネルギー調査会鉱業分科会「レアメタル確保戦略(案)」に対する意見

[氏 名]	社団法人電気通信事業者協会
[住 所]	〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-3 東京桜田ビル 4 階
[電話番号]	03-3502-0991
[FAX番号]	03-3502-0992
[意見]	<ul style="list-style-type: none">● 該当箇所 添付の別紙に記載しました。 ● 意見内容 添付の別紙に記載しました。 ● 理由 添付の別紙に記載しました。

<意見1>

・該当箇所

「Ⅲ. レアメタル確保に向けた4つの柱」について

・意見内容

海外資源確保、リサイクル（回収システム整備、抽出技術開発）、代替材料開発、備蓄制度が並列で記載されているが、各取り組み相互の関係を考慮した総合的なマイルストーンを描くとともに、現状の実態を踏まえた政策としての優先度を判断した上で推進することが必要である。

携帯電話の回収システム整備については、既に情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）、電気通信事業者協会（TCA）が共同で取り組んでいるMRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）があるため、国としては、まず抽出技術開発、代替材料開発、海外資源確保に注力すべきと考える。

<意見2>

・該当箇所

「Ⅲ. レアメタル確保に向けた4つの柱 2. リサイクル

（2）携帯電話・小型家電等のリサイクル・システム構築」について

・意見内容

第2パラグラフの文章の変更を提案する。

原文：まずは、単位あたりのレアメタル含有量の多い携帯電話、デジタルカメラその他の小型家電、超硬工具等の使用済み製品について、リサイクル・システムの構築や既存システムを活用した更なる回収促進に着手するべきである。

↓

変更提案：携帯電話、デジタルカメラその他の小型家電、超硬工具等の単位あたりのレアメタル含有量の多い使用済み製品について、主に抽出すべきレアメタルの選定、および経済的かつ効率的なレアメタル抽出技術を開発したうえで、リサイクル・システムの構築に着手するとともに既存システムを活用すべきである。

・理由

- （1）リサイクル・システムの構築や既存システムを活用した更なる回収促進に着手する前に、経済的かつ効率的なレアメタル抽出技術をまず国策として開発するべきではないかと考える。回収された製品から抽出されているのは金銀銅パラジウムといった貴金属が中心であり、多くのレアメタルは廃棄されているのが実態であり、現状、レアメタル確保という本来の目的を達成できていない。これは回収製品からのレアメタル抽出に対する技術的・経済的な課題によるものであると認識しているが、その解決を民間でのみ行うことは困難である。
- （2）携帯電話の回収システム整備については、既にCIAJとTCAが共同で取り組んでいるMRNがあるため、当該システムの活用を更に促進していく。

<意見3>

・該当箇所

「Ⅲ. レア金属確保に向けた4つの柱 2. リサイクル

(3) リサイクル拡大のための取組 ①資源有効利用促進法の活用等」について

・意見内容

以下の文面への変更を提案する。

原文 : ①資源有効利用促進法の活用等

携帯電話の効率的なリサイクル・システムの構築に当たっては、リサイクルに配慮した製品設計段階での取組、使用済み製品の回収促進等を総合的に進めるべきであり、そのため、資源有効利用促進法の活用の必要性を含め、取組強化策について検討を進め、各種施策の動向・進捗も踏まえつつ、本年中を目途に方向性について関係者の合意を得られるよう調整を図るべきである。

↓

変更提案 : ①リサイクル・システムの構築に関する検討

携帯電話の効率的なリサイクル・システムの構築に当たっては、リサイクルに配慮した製品設計段階での取組、使用済み製品の回収促進等を総合的に進めるべきであり、そのため、各種対策の動向・進捗を踏まえつつ、取組強化の必要性について検討を進め、逐次方向性について関係者の合意を得られるよう調整を図るべきである。

・理由

- (1) ここで取り組むべきは、「資源有効利用促進法の活用」ではなく、小型家電等のリサイクル・システム構築であり、特に、すでに自主回収の進んでいる携帯電話については、既存システムの活用方法を検討すべきである。
- (2) CIAJ と TCA が共同で取り組んでいる MRN は、地球環境保護のために自主的に取り組んでいるものであり、消費者から一定の評価をいただいている。このような民間主導の自主的な取組は、法令による規制や義務化には馴染まないと考える。
- (3) また、経済産業省・環境省の共同設置による「使用済小型家電からのレア金属の回収及び適正処理に関する研究会」が2008年より3年間の予定で実施されている。当該研究会では、リサイクルや使用済み製品の回収促進等を総合的に進めるにあたっての各種課題について具体的な検討がなされておりその結果をもって判断すべきではないか。
- (4) さらに、回収された使用済み製品からのレア金属の回収に関しては、経済的、かつ技術的な課題が多く残されており、当該課題に対する対応がなされなければ真にリサイクル・システムを構築したことにはならない。よって現実には、経済的、技術的に裏打ちされた対策の動向・進捗を踏まえつつ取り組むことこそが重要ではないか。
- (5) よって、少なくとも「資源有効利用促進法の活用等」とのタイトル、並びに「資源有効利用促進法の活用の必要性」との文章は、現段階においては、削除すべきである。

<意見4>

・該当箇所

「Ⅲ. レア金属確保に向けた4つの柱 2. リサイクル

(3) リサイクル拡大のための取組 ⑤関係省庁、自治体等との連携」について

・意見内容・理由

携帯電話リサイクルにおける今後の取り組みについては、総務省「情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会」報告書（平成21年6月2日公表）の中に記載されており、政策の実行に当たっては総務省とも連携を取り、本報告書と整合を図ることを要望する。

以上